

四万十町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正（平成18年四万十町条例第53号）

改正後	改正前
（個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>(3) (略)</u> 2～5 (略) （個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>） 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者 （以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略)	（個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> <u>(4) (略)</u> 2～5 (略) （個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>） 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者<u>若しくは単身児童扶養者である者</u> （以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u>

改正後	改正前
<u>(3)</u> (略) 2～5 (略) (法人の町民税の申告納付) 第48条 (略) 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法<u>第66条の7第5項及び第11項</u>又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3～17 (略) (固定資産税の納税義務者等) 第54条 (略) 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は<u>登録がされている</u>者をいう。この場合において、所有者として登記又は<u>登録がされている</u>個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は<u>登録がされている</u>法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。 3 (略) 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災、その他の事由<u>により</u>不明である場合<u>には</u>、その使用者を所有者とみなして、<u>固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該</u>	<u>(4)</u> (略) 2～5 (略) (法人の町民税の申告納付) 第48条 (略) 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法<u>第66条の7第4項及び第10項</u>又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3～17 (略) (固定資産税の納税義務者等) 第54条 (略) 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は<u>登録されている</u>者をいう。この場合において、所有者として登記又は<u>登録されている</u>個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は<u>登録されている</u>法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。 3 (略) 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災、その他の事由<u>によって</u>不明である場合<u>にあつては</u>、その使用者を所有者とみなして、<u>これを</u>固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を<u>課する</u>。_____

改正後	改正前
<u>使用者に通知しなければならない。</u> <u>5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u> <u>6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより 仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定により 管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、</u>、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は<u>登録がされている者</u>をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者と<u>みなすことができる。</u> <u>7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により 使用</u>	<u>5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって 仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、</u>当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は<u>登録されている者</u>をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者と<u>みなす</u>。 <u>6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によって使用</u>

改正後	改正前
する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。 （固定資産税の課税標準） 第61条 （略） 2～8 （略） 9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいい、次項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。 <u>（現所有者の申告）</u> <u>第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</u>	する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。 （固定資産税の課税標準） 第61条 （略） 2～8 （略） 9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいい、次項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

改正後	改正前
<u>(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）</u> <u>(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u> <u>(3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> （固定資産に係る不申告に関する過料） 第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2・3 （略） （たばこ税の課税免除） 第96条 （略） <u>2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</u> <u>3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</u> <u>4 （略）</u> （たばこ税の申告納付の手続） 第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節におい	（固定資産に係る不申告に関する過料） 第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2・3 （略） （たばこ税の課税免除） 第96条 （略） <u>2 前項</u>の規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。 <u>3 （略）</u> （たばこ税の申告納付の手続） 第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節におい

改正後	改正前
て「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2～5 (略) (特別土地保有税の納税義務者等) 第131条 (略) 2～5 (略) 6 第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者等」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。 附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において、町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告	て「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2～5 (略) (特別土地保有税の納税義務者等) 第131条 (略) 2～5 (略) 6 第54条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者等」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。 附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において、町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告

改正後	改正前
書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。 2・3 （略） （読替規定） 第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 （法附則第15条の条例で定める割合） 第10条の2 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、零とする。 （宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固	書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。 2・3 （略） （読替規定） 第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 （法附則第15条の条例で定める割合） 第10条の2 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。 （宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固

改正後	改正前
定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 <u>又は</u> 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 <u>又は</u> 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 <u>又は</u> 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。（略） 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係	定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 <u>又は法</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 <u>又は法</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 <u>又は法</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係

改正後	改正前
る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 <u>又は</u> 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準 <u>となるべき額</u> とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。 （農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 <u>又は</u> 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 … (略) … （特別土地保有税の課税の特例） 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2 <u>又は</u> 附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地	る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 <u>又は法</u> 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準 <u>なるべき額</u> とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。 （農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 <u>又は法</u> 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 … (略) … （特別土地保有税の課税の特例） 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2 <u>又は法</u> 附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地

改正後	改正前
保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2～5 （略） （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) （略） 2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 （略）	保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2～5 （略） （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第17条の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) （略） 2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 （略）

第2条による改正（四万十町税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第5号））

改正後			改正前		
附 則			附 則		
(施行期日)			(施行期日)		
第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の7の改正規定並びに附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、同年6月1日から施行する。			第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の7の改正規定並びに附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、同年6月1日から施行する。		
(町民税に関する経過措置)			(町民税に関する経過措置)		
第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の四万十町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、 <u>令和元年度</u> 以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。			第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の四万十町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、 <u>平成31年度</u> 以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。		
2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、 <u>令和2年度</u> 以後の年度分の個人の町民税について適用し、 <u>令和元年度分</u> までの個人の町民税については、なお従前の例による。			2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、 <u>平成32年度</u> 以後の年度分の個人の町民税について適用し、 <u>平成31年度分</u> までの個人の町民税については、なお従前の例による。		
3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、 <u>令和2年度分</u> の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、 <u>平成32年度分</u> の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）	第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）	附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）

改正後			改正前		
	送付	送付又は四万十町税条例の一部を改正する条例（平成31年条例第5号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の四万十町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付		送付	送付又は四万十町税条例の一部を改正する条例（平成31年条例第5号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の四万十町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付
4 （略） （固定資産税に関する経過措置） 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 （軽自動車税に関する経過措置） 第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>令和元年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。			4 （略） （固定資産税に関する経過措置） 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 （軽自動車税に関する経過措置） 第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>平成31年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。		

第3条による改正（四万十町税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第23号））

改正後	改正前
第2条 四万十町税条例の一部を次のように改正する。 附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。 附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第3条から第6条までの規定 公布の日 (2) 第1条中四万十町税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日 (3) 第2条中四万十町税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日 (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日 （町民税に関する経過措置） 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の四万十町税条例（次項及び第3項において「<u>2年新条例</u>」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。 2 <u>2年新条例</u>第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき四万十町	第2条 四万十町税条例の一部を次のように改正する。 <u>第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u> 附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。 附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第3条から第6条までの規定 公布の日 (2) 第1条中四万十町税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日 (3) 第2条中四万十町税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日 (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日 （町民税に関する経過措置） 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の四万十町税条例（次項及び第3項において「<u>令和2年新条例</u>」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。 2 <u>令和2年新条例</u>第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき四万十町

改正後	改正前
税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する<u>2年新条例</u>第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。 3 <u>2年新条例</u>第36条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する<u>2年新条例</u>第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。 第3条 削除 _____ _____ _____ （軽自動車税に関する経過措置） 第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の四万十町税条例（以下「<u>元年10月新条例</u>」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 <u>元年10月新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。	税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する<u>令和2年新条例</u>第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。 3 <u>令和2年新条例</u>第36条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する<u>令和2年新条例</u>第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。 第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の四万十町税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。 （軽自動車税に関する経過措置） 第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の四万十町税条例（以下「<u>新条例</u>」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 <u>新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

附則第4条による改正（四万十町税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第29号））

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）～（4） （略） 第2条の2 第1条の2の規定による改正後の四万十町税条例（附則第4条において「<u>元年新条例</u>」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 第5条 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）～（4） （略） 第2条の2 第1条の2の規定による改正後の四万十町税条例（附則第4条において「<u>31年新条例</u>」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 第5条 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第5条による改正（四万十町税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第15号））

改正後	改正前												
附 則 （手持品課税に係る町たばこ税） 第7条（略） 2・3（略） 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の四万十町税条例（以下この項及び次項において「<u>2年新条例</u>」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>2年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>…</td><td>…</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>…</td><td>…</td></tr></table> 5 <u>2年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。	…	…	（略）	（略）	…	…	附 則 （手持品課税に係る町たばこ税） 第7条（略） 2・3（略） 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の四万十町税条例（以下この項及び次項において「<u>32年新条例</u>」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>32年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>…</td><td>…</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>…</td><td>…</td></tr></table> 5 <u>32年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。	…	…	（略）	（略）	…	…
…	…												
（略）	（略）												
…	…												
…	…												
（略）	（略）												
…	…												

改正後	改正前
(手持品課税に係る町たばこ税) 第9条 (略) 2・3 (略) 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の四万十町税条例（以下この項及び次項において「3年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 … (略) … 5 3年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。	(手持品課税に係る町たばこ税) 第9条 (略) 2・3 (略) 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の四万十町税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 … (略) … 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。